

コーポレート・ガバナンス

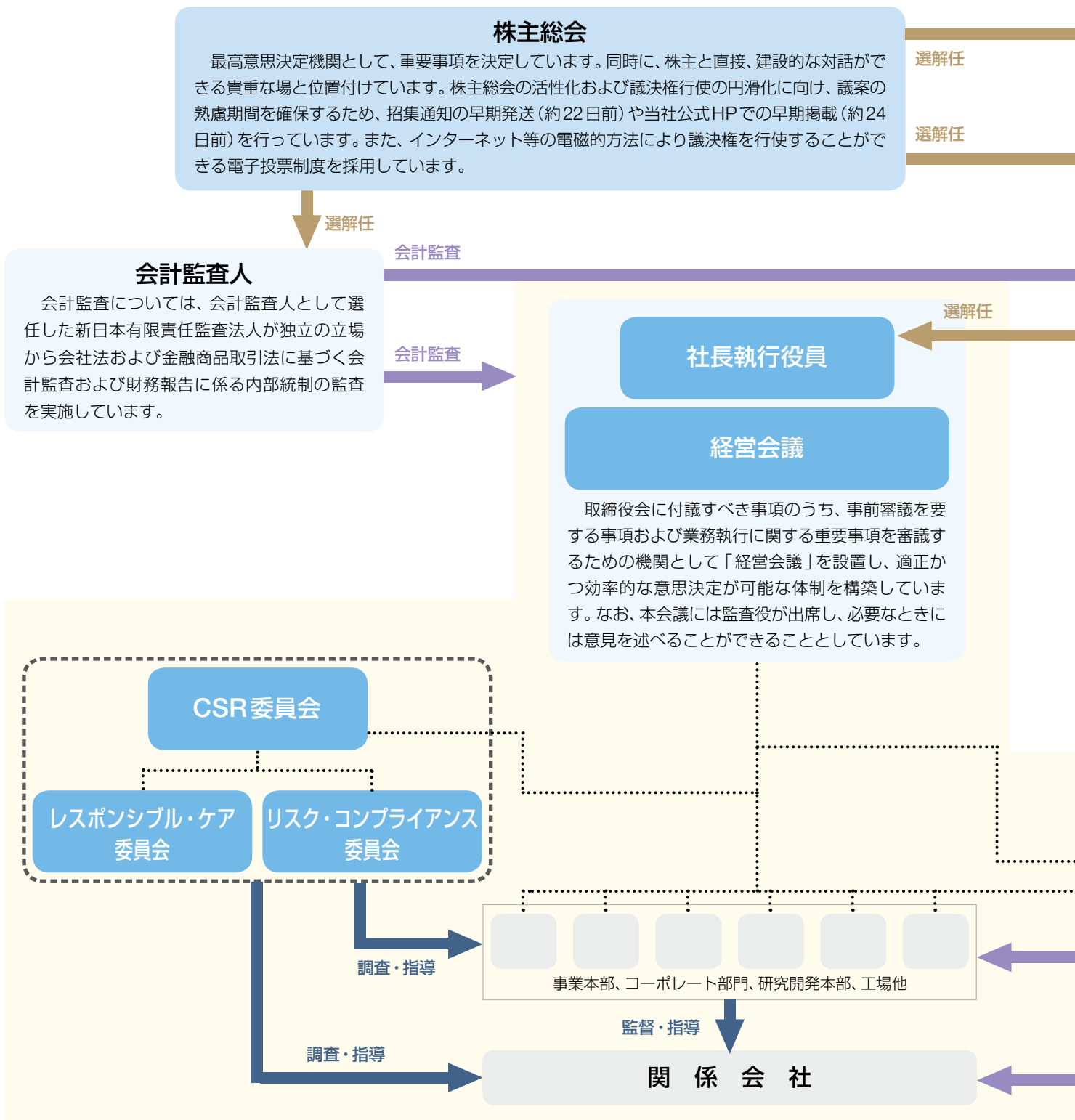
コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

三井化学グループは、「経営ビジョン」(企業グループ理念および目指すべき企業グループ像)の実現に向けた事業活動を行う中で、実効的なコーポレートガバナンスの実現のための取組みを実施することにより、

- 1) 株主をはじめとした当社グループの様々なステークホルダーとの信頼関係を維持・発展させること
- 2) 透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行える体制を構築すること等を通して、当社グループの持続可能な成長と中長期的な企業価値向上が実現できるものと認識しています。したがって、当社は、コーポレートガバナンスの充実を、経営の最重要課題のひとつと位置付け、取り組んでいます。

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方や方針等については、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」としてとりまとめ、当社ホームページに公表しています。
<http://jp.mitsui-chem.com/corporate/governance.htm>

当社のコーポレートガバナンス体制



コーポレートガバナンス体制

当社は、取締役会において、経営の重要な意思決定および各取締役の業務執行の監督を行うとともに、監査役会設置会社として、取締役会から独立した監査役および監査役会により、各取締役の職務執行状況等の監査を実施しています。このような機関設計のもと、社則に基づく職務権限および意思決定ルールの明確化、執行役員制度の導入による経営監督と業務執行の役割分担の明確化、経営会議における重要事項の審議、全社戦略会議における全社視点に立った戦略討議等により、円滑・効率的な経営を目指しています。また、監査役機能の重視、内部監査部門による業務の適正性監査、確実なリスク管理等を基にした内部統制システムにより、健全性・適正性の確保に努めています。

さらに、IR活動、広報活動に積極的に取り組み、適時、適正な情報開示を行い、透明性の確保に努めています。また、CSRの取り組み、環境・安全・品質の確保、法令・ルール遵守の徹底等を図り、株主を含むステークホルダーからの信頼を一層高めるために各種委員会を設置しています。

取締役会 (取締役8名のうち社外取締役3名)

経営戦略、経営計画、その他当社の経営に関する重要事項について意思決定を行うとともに、各取締役の職務執行状況、関係会社の重要な業務執行、当社および関係会社のコンプライアンスやリスク管理の運用状況等の報告を行うことで、当社グループの経営全般について監督を行っています。また、取締役会は、会社経営に係る重要な方針について中間段階から討議するとともに、執行側に助言等を与えることによって、経営監督機能の強化を図っています。2015年度は10回開催。(定例は月1回程度、必要がある場合に適宜臨時取締役会を開催)

監査

監査役会 (監査役5名のうち社外監査役3名)

監査役会が定めた監査方針、監査計画等に従って、各監査役が取締役等の職務の執行の監査を実施しています。2015年度は14回開催。(原則、取締役会に準じるが、必要に応じて開催)

監査役は、取締役会のみならず、経営会議等社内の重要な諸会議に出席し、社長等との間で定期的に意見交換を行う場を持つとともに、業務執行取締役の決裁書および重要な議事録の回付を受け、確認しています。

また、主要な事業所、国内外の関係会社に対して監査役監査を実施し、業務の執行状況の確認を行っています。

役員報酬諮問委員会

役員報酬水準の妥当性および業績評価の透明性を確保する観点から、取締役会の諮問機関である「役員報酬諮問委員会」を設置し、取締役の役員報酬制度と業績評価を決定する仕組みを導入しています。社長を委員長とし、代表取締役(社長含め3名)および社外有識者(社外取締役3名および社外監査役3名)から構成されています。当社の取締役(社外取締役を除く)の報酬の決定にあたっては、次の事項を基本方針とし、具体的な内容については、役員報酬諮問委員会での審議を経て、取締役会にて決定しています。

- 経営委任の対価として適切であり、当社グループの成長と業績向上に結びつくものであること
- 会社業績、個人業績との連動性を考慮した仕組みであること
- 上位職ほど企業の中長期的成長への貢献要素を反映したものであること
- 株主等に対し、説明責任を十分に果たすことが可能で、透明性が確保されていること

全社戦略会議

経営・事業上の課題等について、全社視点に立った戦略討議を行うための機関として全社戦略会議を設置しています。

内部統制室

社内組織として「内部統制室」を設置し、予め経営会議で審議し策定した年間監査計画に基づき、関係会社を含む当社グループの会計および業務の監査を実施するとともに、結果について経営会議に報告しています。

監査

監査

当社コーポレートガバナンス改革の歴史

三井化学発足以降、より実効性の高いコーポレートガバナンスを目指して、改革を続けています。取締役会に関しては、より経営監督を重視した体制に向けた取り組みを進めており、2015年からは社外取締役に経営経験者を起用するとともに、2016年には業務執行は執行役員を中心に実行していく体制への見直しを行いました。

| | 1997 | 2000 | 2005 | 2010 | 2015 |
|----------|--------------------|---------------|----------------------|--------------|-------|
| 企業理念 | 97年～ 企業理念制定 | | | | |
| 経営と執行の分離 | | | 03年～ 執行役員制度導入 | | |
| 取締役総数 | 30-40名程度 | | 15名程度 | 女性取締役就任 | 10名程度 |
| 社外取締役 | 社外取締役1-2名 | | | 社外取締役2-3名に増員 | |
| 社外監査役 | 社外監査役2名 | | | 社外監査役3名に増員 | |
| 役員報酬 | | | 05年～ 役員報酬諮問委員会 | | |
| 各種委員会 | | | 05年～ CSR委員会 | | |
| | | 01年～ リスク管理委員会 | 07年～ リスク・コンプライアンス委員会 | | |
| | 97年～ レスポンシブル・ケア委員会 | | | | |

取締役会の実効性評価

当社は、当社「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第4章 第1節「3. 取締役会の体制及び運営」の(4)に定めるとおり、毎年、各取締役の自己評価等の方法により、取締役会全体の実効性について分析・評価を行うこととしています。

2015年度においては、2016年2月中旬に全取締役、監査役に対してアンケート調査を実施し、その結果を基にして3月中旬に行われた社外役員のための会合における議論の内容とともに、3月末の取締役会に報告し、今後の課題や方策につき議論を行いました。

その結果、当社の取締役会においては、審議に必要な情報が事前に適切に提供されていること、及び、各社外役員より独立した立場からの意見が出され、活発な議論が行われていることが確認されました。一方で、取締役会の監督機能の一層の強化のため、戦略や会社の方向性といった中長期的な経営課題に関する議論を更に充実させていくことが課題であること、また、その実現に向けて、取締役会での決議/報告事項の基準や審議のプロセスの見直し等が必要であることを確認・共有しました。

当社は、本実効性評価を踏まえ、当社取締役会の監督機能を高めるべく必要な施策を適宜検討・実行してまいります。

取締役および監査役にかかる報酬等

取締役(社外取締役を除く)の報酬は、月例報酬(定額)と賞与により構成しています。また、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、報酬に占める賞与の割合を適切に設定することとしています。

社外取締役および監査役の報酬は、月例報酬(定額)のみで構成し、報酬の水準は、第三者による国内企業経営者の報酬に関する調査等を活用し、設定することとしています。

取締役の報酬額は、2005年6月28日開催の第8期定時株主総会において、月額60百万円以内と決議しています。

監査役の報酬額は、2005年6月28日開催の第8期定時株主総会において、月額11百万円以内と決議しています。

2015年度取締役および監査役にかかる報酬等の総額

| 区分 | 支給人員 | 支給額 | うち社外役員 | |
|-----|------|--------|--------|-------|
| | | | 支給人員 | 支給額 |
| 取締役 | 10名 | 428百万円 | 3名 | 20百万円 |
| 監査役 | 7名 | 94百万円 | 4名 | 31百万円 |
| 合計 | 17名 | 522百万円 | 7名 | 51百万円 |

上記の金額には、2015年6月24日開催の第18期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役2名に対する2015年4月から退任時までの支給額が含まれています。

上記の支給額には、2016年6月24日開催の第19期定時株主総会において決議された以下の取締役賞与も含まれています。

- 2016年3月31日現在在任中の取締役7名：102百万円

社外取締役および社外監査役

当社は、取締役会において、独立性をもった社外役員からの意見を受けることにより、経営者の説明責任が果たされ、経営の透明性確保が実現できるものと考えています。また、専門的知見に基づくアドバイスを受けることにより、取締役会における適切な意思決定が可能となるものと考えています。

かかる目的を果たすため、社外取締役および社外監査役に対しては、事前に取締役会資料の内容の説明を行っています。また、新任社外役員に対し、当社事業説明や、当社事業所見学会等の当社事業への理解を深める機会を提供しています。

当社は、社外役員の選任にあたっては、当社「コーポレートガ

バナンス・ガイドライン」に定める選任基準に従って検討しています。また、当社の社外役員は全員、当該選任基準に加え、金融商品取引所の定める独立性基準及び当社「コーポレートガバナンス・ガイドライン」別紙の「独立社外役員の独立性基準」を満たすとともに、ステークホルダーの視点に立ち、当社の企業価値向上に対する有益かつ忌憚のない助言を行う等、実質的にも一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、当社は社外役員の全員を東京証券取引所に独立役員として届け出しています。また、当社の社外役員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

社外取締役・社外監査役の発言状況および取締役会・監査役会への出席状況

| 取締役会および監査役会における発言状況 | 取締役会および監査役会への出席状況 | |
|--|--------------------|-----------------------|
| | 取締役会 (10回開催) | 監査役会 (14回開催) |
| 社外取締役 | | |
| 鈴木 芳夫* 鈴木氏は、法的知識並びに法曹界及び他社の社外役員での豊富な経験に基づき、コンプライアンス推進やリスク管理等の観点から、健全かつ効率的な企業経営に向けた発言を行っています。 | 10回/10回 | — |
| 黒田 由貴子* 黒田氏は、企業経営者、他社の社外役員及びコンサルタントとしての豊富な経験に基づき、グローバル化や当社の業務執行の妥当性確保等の観点から、健全かつ効率的な企業経営に向けた発言を行っています。 | 8回/8回 (就任後8回開催) | — |
| 社外監査役 | | |
| 松田 博* 松田氏は、金融機関の経営に長年携わるとともに、他社の監査役経験もあることから、経営全般にわたる広い知識と経験に基づき、当社の業務執行における適正性確保や当社取締役会の経営監督機能向上等の観点から、健全かつ効率的な企業経営に向けた発言を行っています。 | 10回/10回 | 13回/14回 |
| 関根 攻* 関根氏は、法的知識並びに法曹界及び他社の社外役員での豊富な経験に基づき、当社の業務執行における適正性確保やリスク管理等の観点から、健全かつ効率的な企業経営に向けた発言を行っています。 | 10回/10回 | 14回/14回 |
| 西尾 弘樹* 西尾氏は、金融機関や民間企業の経営に長年携わるとともに、他社の社外役員の経験もあることから、経営全般にわたる広い知識と経験に基づき、当社の業務執行における適正性確保や事業の収益性・安全性向上等の観点から、健全かつ効率的な企業経営に向けた発言を行っています。 | 8回/8回 (就任後8回開催) | 11回/11回 (就任後11回開催) |

*東京証券取引所の定めに基づく独立役員の指定

内部統制システム

当社は、実効性の高い業務の適正を確保するための体制「内部統制システム」を構築するため、2006年5月10日開催の取締役会にて「内部統制システム構築の基本方針」を定め、これに沿って構築した内部統制システムを運用しています。2015年度にお

いては、2015年3月31日開催の取締役会の決議をもって内部統制システムに子会社管理体制や監査体制に関する事項を追加した上で、内部統制システムの運用状況につき確認し、その結果を、株主総会招集通知にて開示しています。

 <http://jp.mitsui-chem.com/ir/library/notice/index.htm>

監査体制および監査の状況

監査役は、取締役会から独立した組織として、法令に基づく当社事業の報告請求、業務・財産状況の調査、会計監査人の選解任等の権限を行使すること等を通じて、取締役の職務の執行、会社の内部統制、業績、財務状況等についての監査を実施しています。具体的には、監査役は、取締役会のみならず、経営会議等社内の重要な諸会議に出席し、社長等との間で定期的に意見交換を行う場を持つとともに、業務執行取締役の決裁書及び重要な議事録の回付を受け、確認しています。さらに、主要な事業所、国内外の関係会社に対して監査役監査を実施し、業務の執行状況の確認を行っています。なお、社外監査役は、各界での豊富な経験と知識を基に、客観的な立場から監査役の任にあたっています。

会計監査については、会計監査人として選任した新日本有限

責任監査法人が独立の立場から会社法および金融商品取引法に基づく会計監査および財務報告に係る内部統制の監査を実施しています。

さらに、社内組織として「内部統制室」を設置し、予め経営会議で審議し策定した年間監査計画に基づき、関係会社を含む当社グループの会計及び業務の監査を実施するとともに、結果について経営会議に報告しています。

監査役、会計監査人及び内部統制室の間では、それぞれの年間監査計画、監査結果等につき意見交換を行うなど、それぞれの監査の独立性に配慮しつつ、相互に連携を図り監査を実施しています。